

平成 24 年第 2 回玉城町議会定例会会議録 (第 3 号)

招集年月日 平成 24 年 6 月 12 日 (火)

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 24 年 6 月 14 日 (木) (午前 9 時 00 分)

出席議員	1 番 中西 友子	2 番 北 守	3 番 坪井 信義
	4 番 北川 雅紀	5 番 中瀬 信之	6 番 山口 和宏
	7 番 奥川 直人	8 番 山本 静一	9 番 前川 隆夫
	10 番 川西 元行	11 番 風口 尚	12 番 小林 豊
	13 番 小林 一則		

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 辻 誠 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 内山 治久

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 議案第 45 号 玉城町使用料条例の一部改正について (質疑)
- 第 3. 議案第 46 号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について (質疑)
- 第 4. 議案第 47 号 平成 24 年度玉城町一般会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 5. 議案第 48 号 平成 24 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 6. 議案第 49 号 平成 24 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号) (質疑)
- 第 7. 発議第 3 号 閉会中の継続審査の申し出について (追加議案)

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は13名で、定足数に達しております。
よって、平成24年第2回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。
本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において
6番 山口 和宏 君 7番 奥川 直人 君
の2名を指名いたします。

議案の質疑

○議長（風口 尚）これより各議案ごとに質疑を行います。
まず次に日程第2 議案第45号 玉城町使用料条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に 日程第3 議案第46号 三重県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とし、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終結いたします。

次に日程第4 議案第47号 平成24年度 玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし
日程第6 議案第49号 平成24年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
を一括議題として、これより質疑を行います。今期定例会の日程案のとおり、後日、
予算決算常任委員会において詳細な審査をいただくこととしておりますので、ここでの質
疑は町長の提案理由の範囲を対象に行ないたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。よって質疑は一括上程されました議案第47号 ないし議案第49号
については町長の提案理由の範囲を対象に行ないます。

質疑はありませんか。7番 奥川直人君

○7番（奥川直人君）それでは提案説明の1ページでございます家屋異動判読調査業務委託

料という形で599万円がでております。緊急雇用創出事業ということですが具体的には、どのような事業をしていくのかということを若干お聞きをしておきたいと思っております。また、定期的に行われるものだと想定いたしますので、今までのやり方もついでにお聞かせをいただきたいと思っております。2ページの第48号の国保の関係ですが、3,000万円の貸付を一般会計から行うということでありまして、それは結構なんです、その下の若干の保険料の値上げというものがありますので、値上げをするということは会計自体が不足をするということと予測して値上げということになつるかと思うんですが、全体的にどれほど不足をするのか、お聞きしておきたいと思っております。

○議長(風口 尚) 税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長(田畑良和) 家屋異動判読調査業務委託料についてのご質問でございますが、固定資産税を大きくとらえまして、当初予算ベースでいきますと町民税の46.8%を占める。それから、固定資産の中で家屋につきましては土地家屋償却資産ですが、約50%を占めるということで、町の財政を支える基幹税目という捉え方ができると思っております。重要な役割を果たしています。今回、家屋異動判読調査業務委託でございますが、家屋の異動状況は当然、現況調査等で毎年行われているわけですが、地番家屋図というのございまして、そちらと最新の航空写真を用いまして、かぶせ合わせをして、漏れがないかの調査をする。まずは、机上調査を行いまして、出てきた内容の不明な点、洗い出されたものついて現地調査を行います。そして課税客体の把握に努めていく、こんな風な作業で努めたいと思っております。

それから、毎年かということでございますけれども、これまでの調査はされとるようでございますが、今回適正な課税をさせていただくということで、この最新の航空写真も三重県の自治会館組合でできるようですので、そちらとの整合性といいますか、合わせて進めております。以上です。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長(中村元紀) 議員お尋ねの国保会計、どれだけ不足するのかということでございますが、これにつきましては、一外に難しいところもございまして、補足説明でも申し上げましたように23年の実績が5%増ということで保険給付費の方が収まれば、予算計上した3,000万円の不足となります。一般会計からの貸付金3,000万円が不足するところでございます。以前から一般会計から貸付金5,000万円ほど残っているかと思っておりますので、そちらの返還もしていきと考えると、その分もプラスして不足をしていると推計されようかと思っておりますが、それについては単年で返すのではなく、年次を重ねた中での償還ということにさせていただいております。概ねこの予算で提案させていただいております。3,000万円という考え方でございます。

○議長(風口 尚) 7番 奥川直人君

○7番(奥川直人) 緊急雇用で、町の税の60%占める固定資産の最適な調査を今回したいということなんです、雇用創出ということでありまして、そういった人を雇い入れて調査をすると認識していますので、そういった場合、具体的にそういった方が現地ににい

って確認をする業務になるのか、航空写真との整合性を見極める仕事をしてもらうのか、
どういったことで雇用に繋がるのかと。判読調査自体は先ほど説明いただいたんで、緊急
雇用の創出なんで、雇用の関係につきましては昨日も言いましたが非常に厳しい中で、ど
んな雇用が生まれるのかということをもう一度お聞きをしたいのと、国保の関係につきま
しては若干というのは3,000万円不足するから保険料の値上げでカバーをするという意味
に捉らまえていいのか、そのへんが理解できなかつたので、詳細な説明があればお願いし
ます。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和）まず、資料収集と環境整備をするわけですが、そちらに基づい
て判読調査に移ります。その判読調査の中で重ね合わせて違うところを探していくわけ
ですが、どちらかといえば単純な作業というところを緊急雇用で進めていきまして、現地調
査につきましては当然専門的な知識も入りますからこちらはそういう人は当てない方向で
考えています。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村元紀）国保会計の予算書をお開きいただけますでしょうか。最終ペー
ジをご覧いただきたいんですが、こちらの方に国保会計の補正予算の付表ということで添
付させていただいております。3番、調定額の比較表のところの前年度と保険額の比較を
させていただいたものがございます。世帯当たりで2.6%の増、1人当たりの調定額で
3.81%の増という形で保険料の値上げということでやっております。

○議長（風口 尚）7番 奥川直人君

○7番（奥川直人）それでは、まず、家屋につきましては整合して違うところを見つけだす
作業だということですので、雇用ということでできれば、いつも言われますように町内
の方がそういう作業に携わっていただけるとありがたいなと思います。この内容につきま
しては了解をいたしました。この値上げをせないかんのかというところが気になる。「若干」
という部分です。その「若干」が3,000万円を一般会計から繰り出して貸しているとい
うところもございますので、国保に加入されている方の負担もありますし、どういうやり方
がいいのか私も若干迷うところなんですが、なるべく値上げがない方がいいかなと思
うのと、予算委員会の中で又お聞きをしたいと思っておりますけども、上げる以前に具体的には申し
ませんけども、いろんな問題がありますよね。収納できているか、できてないとか。本来
の国保を運営していくときにこれだけで解決させていくということがいいのかどうかとい
うこともありますので、この値上げということが全体的なことも見て、どこまでできて、
最悪値上げをせないかんのかというところを十分検討していただいておりますので予
算決算常任委員会の方に聞かせていただきます。以上です。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）提案説明の2ページ、議案第48号の中に、まず、保険料については提案
説明でもありましたように医療費の伸びを直接反映させないため、一般会計から3,000万
円の貸付と繰越金2,000万円を財源として調整をしていただいたが、若干の保険料の値上

げをお願いすることとなりました。と説明があった訳でございます。この結果、平均の保険料は昨年に比べ、2ないし3%の伸びとなったと説明をいただきました。問題は年々増加する医療費が問題になってくるんじゃないかと。聞いておりますと今年も昨年に比べて5%程度、増加を見込んで、医療費を予算計上していただいということなんですが、そこでお伺いしたいんですが。医療費の抑制について、たくさん説明ありまして、「積極的に健康づくりに取り組みます」とここにありますので、確か、3月議会に聞かせていただいんですが、どんな事業をお考えなんかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）具体的な内容は担当課長の方から回答させていただきますが、北議員からのご指摘のとおり、玉城町国保会計、そして玉城町におきましても医療費の増崇というのは、危機意識をもって取り組まないかん重点課題だということで2年間にわたって各地域の懇談会でも願をしてまいりました。何故かということはお承知のとおり過去5ヶ年の医療費の伸びが、特に入院の場合には1.6倍に増崇しているということ。その中身を分析してみると、重症化しているにもかかわらず、病院にかからないというところの分析もございまして、特に抑制のためには早期発見、早期治療と、こういうふうなことをみなさんのご理解いただくことは非常に重要だというふう思っておる次第です。

町といたしましては、県下の中でもこの保険事業に対する取り組みは上位ということでございまして、議会に皆様のご理解をいただいて、本年度にも特定健康診査につきましては無料化。更に4月に健康の希望アンケートを取らせていただきまして、そして特定健康審査と同時に癌検診も受けていただくという考え方を進めさせていただいております。希望があり7月1日に予定をさせていただいておりますけれども、県下の殆どの検診車を玉城町にお借りをするということになります。8台の検診車が福祉会館にお集まりをいただいて、今650人ほどのご希望をいただいております。大変な申込になってきておるわけございまして、今までの2倍の申し込みがあるということで、非常に町民のみな様の健康に対する認識が高まっておるといふふうに喜んでおる次第でございます。もうひとつは県の国保連合会のご協力をいただいて、今年から2年間に亘って保健師の派遣をしていただきまして、町の保健師、或いは健康しあわせ委員さんといっしょになって、よりきめの細かい健康づくり活動の推進をしていきたいと思っております。そういう考え方で町としても、財政面からも、もうひとつはそれぞれご家庭、ご自身の健康の面からも力を得ていかならんという課題の中でこういう形で進めさせていただくようにしています。あと具体的な内容は担当課長の方から説明いたさせます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村元紀）具体的な活動ということでございますが、そのあたりはちょっと省かせていただき、参考までに保険事業費の県下の状況といいますか、国保会計の中で保健事業費に各市町がどれくらい掛けているか、1人あたりいくら掛けているか。玉城町は一人当たりの保険事業に対する費用は上位から3番目の費用を掛けています。それにはCT・MRIを含んだ人間ドック、このあたりが大きく影響しているのかなと考

えています。

あと、国保とは直接関係はございませんが、健康づくりの関係では町民全体に向けて取り組みをさせていただいております。それから、各地区での取り組みも、今増やしてきている状況でございます。3地区では健康しあわせ委員が自主的な形で運動をしていただいている。総合計画の中ではこれを10地区まで広めたいという考え方を持っています。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）よく分かりました。医療費の増崇ということで、町の方も大変、試行錯誤されとるということがよく分かりました。提案説明の中でちょっと苦しい部分ですが、「若干の保険料の値上げ」先ほどもご質問ございましたが、「値上げをお願いする」という部分に着目いたしまして、実は国保の加入者の構成を見させていただきますと、給与や年金等の収入、約180万円以下の方がだいたい7割から8割。そして町全体で国民健康保険に入っている方の割合が25%程度ということで、かなり、低所得の方が入っているということもありまして、特にこの値上げによって、低所得者対策として法律上は2割、5割、7割軽減の措置がとられているということ、それと納めやすいように分納等の指導や減免措置、これは、所謂一定の基準を達したらということ、私の方も承知しておるわけなんです、ここでひとつお聞きしたいんですが、もし、なんらかの事情でお支払が滞った場合、現行制度でいきますと、保健証でございますね。一年間有効です。この保険証、短期証といたしまして、前からも議論なさっておられると思いますが、6か月、3か月、1か月とあると思います。短期証や資格者証はまるっきり10割負担で切り替えていくという方法で、政府の指導というんですか、国の指導ではそういう風になっておるんですが、ここで問題なのは短期証の発行で玉城町としての取り扱い、基準、全体で占める短期証の発行割合、これはいかがなものでしょうか。お聞かせください。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）滞納者の保険証交付状況等についてのご質問でございます。

このことにつきましては、被保険者証は交付基準があり、それに基づいて発行しています。更に、現在で約6%程度の世帯に対して短期証を発行している状況です。あとは担当課長から回答いたさせます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村元紀）短期証の発行基準というものを交付基準ということで毎年定めております。6か月証、3か月証、1か月証、もしくは資格証という4種類があります。発行枚数は変動しておりますので、その採られている時点での枚数になりますのでご理解いただきたいんですが。6か月証につきましては108枚、3か月証が14世帯、1か月証が3世帯、資格証が8世帯という状況でございます。それぞれの発行基準ですけども、定期的に分納制約等で言っている方につきましては、6か月ないし3か月の資格証を発行させていただいております。分納誓約書はいただいておりますけども、不確実というか入ってこない月が多い方につきましては、一か月証の発行ということで1か月ごとに役場へ来ていただいて納付相談に応じるという考え方でございます。それから資格証

につきましては、ほとんど納付がない方に対して病気等でお困りのときにご相談いただければ発行させていただいておる状況でございます。

○議長（風口 尚）2番 北 守君

○2番（北 守）発行基準等いろいろ教えていただきました。まず、納付にきていただくということが最大の条件だと思いますが、本当に病気に掛かって困ったときにすぐに病院に行ける。以前にも他のところで大変な事件になってしまったという、病院に掛かれなかったということもございますので。玉城町はそういう点では、窓口へお見えになったときにはどんな指導をされておるのか、最後にひとつお聞きしたいと思います。最低、病院に掛れるかどうかだけ、宜しくお願いします。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村元紀）最悪、資格証さえあれば病院へ掛かっていただけると思います。資格証も交付の制限をしているものもありまして、福祉医療費の対象となる乳幼児障害児の方、ひとり親家庭の方については交付の制限をかけております。また、高齢者の受給者の方についても制限を掛けております。さきほど議員のおっしゃったように納付のない格好で医療機関に掛かるために窓口で相談に来られた場合に、今後、納付をしていただくような意思が確認されれば、発行させていただく格好で、受診していただけるように取り計りたいと思います。

○議長（風口 尚）他にありませんか。12番 小林豊君

○12番（小林豊）議案第49号でお聞きしたいと思います。懇談会等で職員の労働契約の説明はもらっておるわけなんです、今回弁護士費用として31万5千円を計上することになりました。その31万5千円をもって今回の弁護士費用で解決に至れるのか。今後また9月や12月に弁護士費用として増額補正を行わなならん状態なのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（風口 尚）病院老健事務局長 田村優君

○病院老健事務局長（田村優君）今回の補正でお願いします金額については、着手金という種類のものでございますので、今後、事件が解決しましてのちに精算をさせていただきます。再度、補正を上げさせていただくことになると思います。

○議長（風口 尚）12番 小林豊君

○12番（小林豊）わかりました。今、社会全般的に、これは我々にも言えることかも知れませんが、自己の権利を主張しすぎる風潮にあると思うんですね。義務を果たさずに自己の権限を主張する。社会的にこういう風潮にあるかと思えます。やはり、住民の手本となるように職員教育について、今後もっともっと教育していただきたいと思うんですが、このことについて何かございましたらお願いします。

○議長（風口 尚）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）職員の教育についてでございますけども、やはり公務員として町民のみな様、地域のために働くという意識、全体の奉仕だということは当然職員個々はその理解をし、その為に精一杯働くということは重要でございます。それぞれの施設においても職

員としての基本的な執務、態度、或いはまた住民に対して接するマナー、そういったものもその都度その都度、現在も職員教育につきましては取組みもしておりますけど、今後も引き続き進めていきたいと思っています。

○議長（風口 尚）12番 小林豊君

○12番（小林豊）なお一層の職員教育をお願いしたいと思います。

○議長（風口 尚）他にありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって一括上程されました議案第47号ないし議案第49号についての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

（午前 9時28分休憩）

（予算決算常任委員会付託表 配布）

（午前 9時30分再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。お諮りいたします。本日質疑を終了いたしました、議案第47号 平成24年度 玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし日程第6 議案第49号 平成24年度 玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）の各議案につきましてはお手元に配布いたしました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に審査付託をいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号ないし議案第49号について議案付託 よって、議案第47号ないし議案第49号について議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決しました。

ただいま付託されました議案の審査をお願いしたいと思います。審査日程について事務局長から報告いたします。事務局長 辻 誠君

○議会事務局長（辻 誠）それでは、只今付託されました予算決算常任委員会審査の日程を報告いたします。

明日15日午前9時より第4会議室におきまして委員会を開催いたしますので定刻までにご参集願います。以上でございます。

○議長（風口 尚）只今事務局長の報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願いいたします。以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮り致します。議案精査のため明日15日から18日まで4日間休会といたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6月15日から18日までの4日間、休会することに決しました、

来たる 19 日は午前 9 時より本会議を開き、委員長報告、各議案の討論採決を行いますから定刻までにご参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 9 時 32 分)